

佐世保工業高等専門学校 I R・戦略推進センター規則

(令和8年3月27日制定)

(設置)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校学則第6条の規定に基づき、この規則は、佐世保工業高等専門学校 I R・戦略推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育システム点検、教学 I R、広報戦略を総括的に取り扱い、関係教職員間で情報を共有し緊密な連携を図ることで、より充実した学校運営を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教育システム点検に関すること。
- 二 教学 I Rに関すること。
- 三 広報戦略に関すること。
- 四 その他、センターに関し必要なこと。

(組織)

第4条 センターに I R・戦略推進センター長（以下「センター長」という。）を置く。

2 センターに、次の各号に掲げる室を置く。

- 一 教育システム点検室
- 二 教学 I R室
- 三 広報戦略室

3 前項に定める室に関し必要な事項は、別に定める。

(センター長)

第5条 センター長は、筆頭副校長をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

(I R・戦略推進センター会議)

第6条 センターにセンター業務の円滑な運営を図るため、I R・戦略推進センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 教育システム点検室長
- 三 教学 I R室長
- 四 広報戦略室長

五 総務課長

六 学生課長

3 センター会議は、必要に応じてセンター長が招集し、その議長となる。

4 センター長が必要と認めるときは、第2項に定める者以外を会議に出席させることができる。

(審議事項)

第7条 センター会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 第3条各号に定める業務に関すること。

二 各室の連絡調整に関すること。

三 その他、センターの管理運営に関すること。

(代理出席)

第8条 議長は、第6条第2項に規定する委員がやむを得ない理由でセンター会議に出席することができないときは、代理出席を認めることができる。

(議決)

第9条 センター会議は、第6条第2項に規定する委員（代理出席者を含む。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 センター会議は、出席した委員（代理出席者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。